



公益社団法人 安房医師会 細則

	平成 10 年 4 月 1 日発行
一部変更	平成 18 年 4 月 1 日発行
一部変更	平成 20 年 6 月 24 日発行
一部変更	平成 22 年 6 月 22 日発行
一部変更	平成 25 年 4 月 1 日発行
一部変更	平成 26 年 6 月 17 日発行
一部変更	平成 29 年 4 月 1 日発行

定款の施行に関し細則をもうける。本細則の変更は、理事会で審議し総会において承認を得るものとする。

(一) 会 員

1. 定款第 5、6 条により会員になろうとするものは、千葉県医師会の定める書式を認め、本会に届出なければならない。
2. 会員名簿及び届出事項に変更を生じたときは、千葉県医師会の定める書式を認め、本会へ届出でなければならない。
3. 定款第 8 条により退会しようとするときは、千葉県医師会の定める書式を認め、本会へ届出でなければならない。

(二) 会 計

1. 入会金

- ①. 定款の第 7 条により、安房医師会に入会する者で、病院、診療所、分院等の医療機関を新規に開設する者およびこれらを継承する者、又は、本会の正会員である者が、医療機関を開設する場合に管理者および施設の長に就任する者は、以下に定める管理者入会金を納入しなければならない。

1) 診療所 管理者入会金 1,500,000 円

2) 病 院 管理者入会金 2,000,000 円

3) 分院その他の医療機関については、入院設備が 20 床未満は診療所、それ以上の場合は病院として扱う。

- ②. 病院、診療所、分院等の医療機関を継承する者が、前管理者の配偶者、親、子および子の配偶者である場合であっても入会金を減免することはできない。

- ③. 勤務医として、安房医師会に入会する者は、10,000円とする。勤務医で既存の病院、診療所、分院等の管理者に就任する者は、入会金 100,000円とする。
- ④. すでに入会している正会員であっても、医療機関を開設または継承する場合あるいは管理者に就任する場合は、改めて定められた管理者入会金を納入する。
- ⑤. 非開業会員は、 50,000 円とする。
- ⑥. 入会金は、入会許可の通知を受けた後、原則として 1 年以内に納入する。
- ⑦. 医療機関は施設単位とする。すなわち 1 施設は 1 医療機関とし、入会は正会員個人に帰することから、医療機関の管理者とは、病院にあっては病院長、診療所にあっては医院長もしくは診療所長、介護老人保健施設にあっては施設長もしくはそれに準ずる医師をさす。勤務医は、正会員である医療機関に勤務する医師をさす。
- ⑧. 経営母体の変更、又は経営母体代表者に変更等が生じた場合については、都度、業務執行理事による審査を行い対応を決定する。

2. 年会費

- ①. 病院及び診療所管理者については、一律 年額 144,000 円とする。
- ②. 勤務医については、年額 15,000 円とする。
- ③. 勤務医管理者および施設長は、
 - 診療所 年額 144,000 円とする。
 - 病院 年額 144,000 円とする。
- ④. 非開業会員は、年額 30,000 円とする。
- ⑤. 年度途中で入会する者の会費は、次のとおりとする。
 - 1) 4月1日～7月31日に入会する場合 年会費の全額とする。
 - 2) 8月1日～11月30日に入会する場合 年会費の 2/3 の額とする。
 - 3) 本年12月1日～翌年3月31日に入会する場合 年会費の 1/3 の額とする。
- ⑥. 納入期限は、請求で定めた日とする。

3. 会員の資格

- ①. 入会金を完納することで、正会員資格を認可し、かつ年会費を納入する事により正会員の資格を維持する。
- ②. 入会金等の完納がない者については、学校医や予防接種医、各種検診担当医などの対外的な活動に対し、原則として医師会は推薦しない。

- ③. 会員資格を喪失した者が、再入会を認められた場合には、改めて入会金を完納し、かつ年会費を納入する事により正会員の資格を取得できる。
- ④. 医療機関の管理者が医療機関を病気等により休業する場合については、理事会の承認を得て、非開業会員の年会費を納入し続けることにより、復帰した場合の管理者の地位を再認定することができる。

4. 会費等の滞納

- ①納入期限が経過したにもかかわらず、会員が会費等を納入しないときは、当該会員に対して期限を定めて督促を行う。
- ②督促にもかかわらず、当初の納入期限から正当な理由なく、1年以上会費等を納入しない場合は、定款第10条第1項第1号の規定に従い、会員の資格を喪失する。
- ③会員資格を喪失した者は、定款第11条第1項の規定に従い、滞納している会費等を完納しなければならない。

(三) 役員選出

定款第22条の規定による選挙方法等次のように定める。

- 1. 役員選挙の期日は30日前までに公示し、立候補者はその選挙の14日前までに文書でその旨を会長に届出なければならない。届出は午前9時より午後5時までとする。
- 2. 立候補者はその所定の用紙を用い、会員3名以上の推薦を要する。
- 3. 議長は、総会の承認を得て選挙管理人を兼ね、選挙立会人2名を指名する。
- 4. 役員の選挙は、所定の用紙を用い、投票によって行う。委任状による投票も認める。
- 5. 投票の方法は、選挙すべき役員の員数に応じ、単記又は連記の無記名投票とする。
- 6. 次の投票は無効とする。
 - ①. 正規の用紙を用いないもの。
 - ②. 同一候補者の氏名を2回以上記載したもの。
 - ③. 立候補者以外の氏名を記載したもの。
 - ④. 連記投票において、定められた数を越えて候補者の氏名を記載したもの。
- 7. 立候補者がないか又は定数に満たないときは、議長は総会の承認を得て、選考委員を指名し、候補者を選定することができる。
- 8. 選挙に関する疑義は、総会に諮って決定する。

(四) 会議

定款第13条の規定について次のように定める。

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ①. 会議の日時及び場所
- ②. 会員の現在数、出席者数及び出席者氏名
- ③. 審議事項及び議決事項
- ④. 議事の経過の概要及びその結果並びに発言者の発言要旨
- ⑤. 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

3. 議長等

定款第16条

総会の議長は、当該総会にて選任するが、円滑な議事進行を図る目的により、前もって理事会にて仮議長を選任し、総会にて議長が確定するまではその任を負うこととする。

(五) 理事会

定款第29条の規定について次のように定める。

理事会は原則として第2週目の火曜日、第4週目の火曜日に開催する。

(六) 附則

本細則は平成10年4月1日から施行する。

本細則は総会で変更し、平成18年4月1日から施行する。

本細則は総会で変更し、平成20年6月24日から施行する。

本細則は総会で変更し、平成22年6月22日から施行する。

本細則は総会で変更し、平成25年4月1日から施行する。

本細則は総会で変更し、平成26年6月17日から施行する。

本細則は総会で変更し、平成29年4月1日から施行する。

安房医師会細貝川另口表

平成26年6月17日

		入会金	年会費
診療所管理者		1,500,000円	年額 144,000円
病院管理者		2,000,000円	年額 144,000円
勤務医		10,000円	年額 15,000円
勤務医 管理者 および施設長	診療所	100,000円	年額 144,000円
	病院	100,000円	年額 144,000円
非開業会員		50,000円	年額 30,000円
老人保健施設等・ 介護施設等		1,500,000円	年額 144,000円

